

5. 整備計画

(1) 個別経路の整備計画

重点的・一体的に早期にバリアフリー化を推進するため、平成22年までに道路特定事業を実施する経路について整備計画を示します。

なお、より実効性のある計画にするため、他事業者との調整や予算等により計画の見直しを実施することがあります。

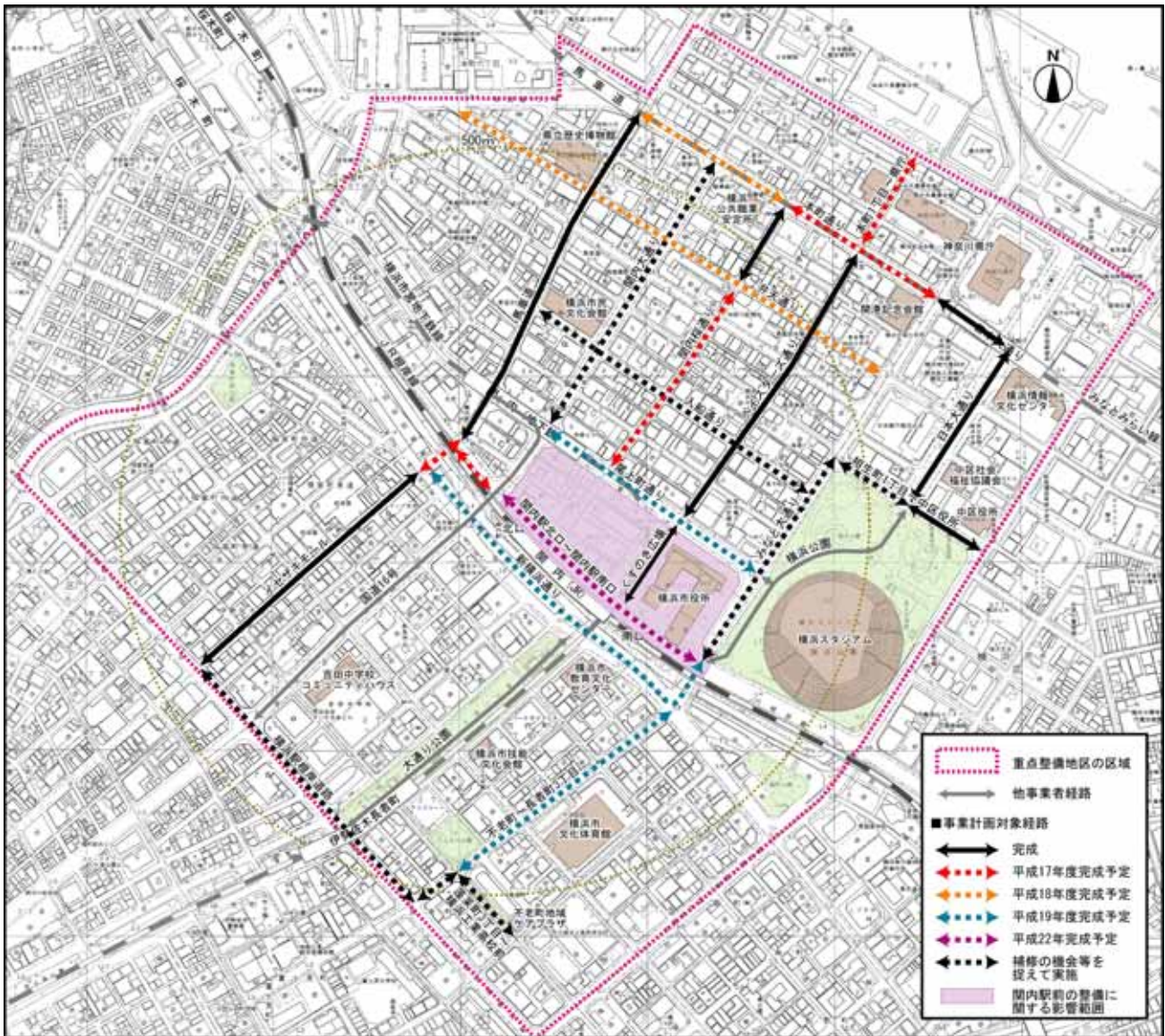


図 - 道路特定事業計画対象経路（関内駅周辺）